長野県景観条例

軽井沢町景観育成基準ガイドライン

軽井沢町景観美化推進協議会 (冊子作成)

工事着手30日前までに『長野県景観条例』による

景観育成重点地域内行為届出書

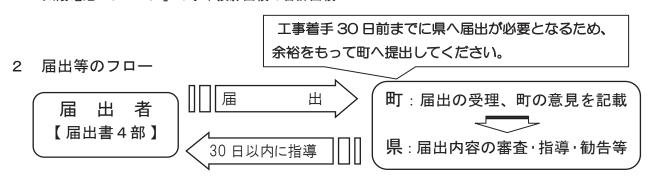
を提出してください

この届出は、軽井沢町の地域が浅間山の眺望や浅間山麓のすそ野に広がる樹林地など優れた自然景観を有するだけでなく、本県の東の玄関口に加えて我が国を代表する保健休養地であることから、この地域の景観を育成し次世代に引き継いでいくよう行っていただくものです。

1 届出が必要な行為

	行 為 の 種 類		届出を要する規模	
建築物		新築、増築 改築、移転	床面積の合計が 20 ㎡を超える	
		外観変更	変更面積が 25 ㎡を超える※1	
工作物	煙突、鉄柱類等	新築、増築 改築、移転	高さが 5mを超える	
	電気供給等施設		高さが 8mを超える	
	プラント類、貯蔵施設、 太陽光発電施設等	外観変更	築造面積が 20 ㎡を超える※2	
土地の形質の	の変更		面積が 300 ㎡又は生じる法面・擁壁の高さが	
土石類の採取	ĪZ		1.5mを超える	
屋外における	る物品の集積又は貯蔵		高さが3m又は集積等の面積が100㎡を超える	

- ※1 建築物の屋根、屋上に設置される太陽光発電施設(設備)は、従来どおり、建築設備として建築物として扱う。(後から取り付けられる場合は、建築物の外観の変更に該当する。)
- ※2 太陽電池モジュールの築造面積の合計は、一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設にかかる 「太陽電池モジュール」の水平投影面積の合計面積



[景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き]

http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/todokedenotebiki.pdf

長野県佐久建設事務所 建築課

電話:0267-63-3160 (直通)

0267-63-3111 (内線 264)

FAX: 0267-63-3187

軽井沢町 地域整備課 都市計画係

電話:0267-45-8582 (直通)

0267-45-8111 (内線 165)

FAX: 0267-46-3165

景観規則一部改正の概要について

長野県では「長野県景観規則」を一部改正し、令和元年10月3日付で交付しました。 これにより、景観法及び長野県景観条例に基づく届出の対象とされている行為のうち、 一定の行為については、届出に係る添付図書が追加されます。

1 添付書類が追加される行為

「がり自然が足がられる」「何	
行為の種類	規 模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートルを超えるものかつ
	建築面積 1,000 平方メートルを超えるもの
(2) 電気供給施設等の建設等	高さ 20 メートルを超えるもの(一般地域に
	全ての届出対象行為が該当)
(3) 太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000
	平方メートルをこえるもの(一般地域にあっ
	てはすべての届出対象行為が該当)
(4) 土石の採取は又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1へク
	タールを超えるもの かつ 生じる法面・容積
	の高さ 3 メートル及び長さ 30 メートルを超
	えるもの
(5) 土地の形質変更	変更に係る面積が1ヘクタールを超えるもの
(土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	かつ 生じる法面・擁壁の高さ3メートル 及
	び 長さ30メートルを超えるもの

2 追加される添付図書

添付図書等	備考
眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにすること。
行為地及び完成予想図を作成した眺望点を示し	縮尺 1/2500 程度、完成予想図を作成する範
た図面	囲も明示すること。
眺望点関係者への説明状況について記載した報	説明を行う際には、「眺望点からの完成予想
告書(参考様式第1号)	図を提示して説明すること。
行為地周辺住民等への説明状況について記載し	報告書には説明会等で出されたいけんとう
た報告書(参考様式第2号)	の中で景観に関する内容について記載する。
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項	太陽光発電施設の建設等の場合に限る。
(参考様式第3号)	

3改正の施行日

令和元年12月1日(令和2年1月1日以後に着手するものが対象です。)

4その他

- (1) 規則の改正にあわせ、地域の守るべき景観を持つ「眺望点」を県が指定します。指 定箇所一覧は県ホームページにて公開しています。
- (2) 改正後の届出手続きの詳細については「景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き」をご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html

|長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係【電話 026-235-7348(直)】|

長野県景観条例による『浅間山麓景観育成重点地域』の概要

長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)は、地域の特性を生かした景観育成を図り、美しい県土の実現を目的としています。

この条例では、景観育成上特に重要な地域を「景観育成重点地域」として指定し、県を代表する自然景観等の保全や景観の育成を図っています。

I 浅間山麓景観育成重点地域の区域

軽井沢町、小諸市、東御市、及び御代田町にわたる地域で、

軽井沢町内の重点地域は、上信越高原国立公園の特別地域の区域(都市計画区域内にあるものを除く)を除く区域。

Ⅱ 景観育成計画(抜粋)

1 景観の特性

◇ 地域の概況

浅間山の山麓に位置し、ほぼ全域で浅間山への優れた眺望が可能であるとともに、一部の地域では佐久平から八ヶ岳にいたる眺望や北アルプスへの遠望を得ることができる。

また、地域内は浅間山のすそ野に広がる樹林などの自然景観に恵まれている。

地理的には本県と首都圏を往来する際の玄関口にあたり、加えて区域内にわが国を代表する保養地を含むことから、通過交通や観光客の入り込みが多い。

- ◇ 景観の主な構成要素と景観形成上の課題
 - (1) 都市的な景観を有する区域【都市地域】 景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが形成されるよう配慮していく。
 - (2) 主要な道路に沿った区域【沿道地域】 浅間山や佐久平方面への眺望を確保しつつ良好な沿道空間が形成されるよう配慮していく。
 - (3) 山地、高原リゾート区域【山地・高原区域】 他の地域からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林・樹木を保全して高原 リゾート地としての景観の形成に配慮していく。

2 景観育成の目標及び方策

(1) 都市地域【第1種住居地域及び近隣商業地域】

まち並みとしての連続性を確保しつつ良好な都市景観が育成されるよう、建築物等は、周辺 と調和した高さ、規模、意匠・形態、色彩等とするとともに、既存樹木の保全や敷地周辺の緑 化を図るものとする。

- (2) 沿道地域【国道、主要地方道、広域農道等の両側 30m以内の地域で(1)を除く地域】 浅間山や佐久平への眺望の維持と、山麓部の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は 周辺への圧迫感のない意匠・形態、色彩等とし、敷地周辺の緑化を進めるものとする。
- (3) 山地・高原地域【上記(1)、(2)を除く地域】

山麓の自然資源を活用した住宅・別荘等が適正に整備されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、基調となる地形、水系、樹林などの保全・活用を図り、高原リゾートとしての優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他の地域からの眺望の対象であることにも留意するものとする。

「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」

1 背 景

軽井沢町は、日本を代表する保健休養地として、明治以来、美しい自然と国際色豊かな 文化を育み、今なお国際親善文化観光都市として発展を続けていますが、近年の高速交 通網の発達による通勤圏の拡大や景気の回復による宅地造成、賃貸住宅の増加、商業 施設の進出などにより、歴史ある軽井沢町の環境が急激に変化してきたこと。

2 目 的

県の景観育成基準のうち道路又は隣地から建築物等までの後退距離や外観の色彩等について数値等を明確にすることにより、軽井沢町の自然と景観を維持、保全、育成すること。

3 ガイドラインの主な規定

		地域区分			
区分	区分•項目		都市	都市沿道	山地·高原
建	配	道路 後退	2m以上	5m以上	5m以上
建築物・エ	置置	隣地 後退	1m以上	1m以上	3m以上かつ各部分 の高さの 1/2 以上
莋	作 形態·意匠		屋根勾配 2/10 以上、		
物 	色彩	—— 等	彩度4以下		彩度 4 以下 明度 7 以下

[※]紙面の関係で表現は簡略化し、一部省略してありますので、必ず、県のホームページ等でご確認ください。

4 ガイドラインの適用 平成 19 年 7 月 1 日から

5 その他

軽井沢町景観育成基準ガイドラインは、長野県のホームページをご覧ください。 (https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html)

6 お願い

・添付図面で、色彩が施された立面図には、色のイメージを正確に把握するため、 マンセル記号による表示をお願いします。

長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係

電話:026-235-7348(直通)

FAX: 026-252-7315

E-mail: keikan@pref.nagano.jp

軽井沢町景観育成基準ガイドライン

行者の区へ	+	巧	軽井沢町景観育成	基準ガイドライン【(ゴシック)部分、数	直等により明確化】
行為の区分	事	垻	都市地域	沿道地域	山地·高原地域
(1)建築物・工作 物の新築、増築、 改築、移転又は 外観の変更	ア配置	(ア)(イ)(ウ)		直路及び隣地からの後退 は 、樹木や河川、水辺等がある場合は、こ	
		(エ)		力阻害しないような配置とすること。	●浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
		(才)	●電柱、鉄塔類はできるだけ目立	たないよう設置すること。	
	イ規模	(P)		きるだけ阻害しないようにするとともに 見模、建築物等と敷地の釣り合い、高さ	
		(1)	●高さは周囲のまち並みとして の連続性に配慮するとともに、 圧迫感を生じないよう努めるこ と。	●個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧 迫感を生じないようにし、周辺の景 観等との調和に努めること。	
	ウ形態 ·意匠	(7)	●周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 ●第 1 種住居地域における建築物等の屋根の形状は、原則としてこう配 10 分の2以上、軒の出0.5m以上のこう配屋根とするなど、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。	●浅間山、背景のスカイライン、周囲 めること。	間の建築物等の形態との調和に努
		(1)	●建築物等の上部及び正面の デザインに特に留意し、都市美 の形成やランドマークの育成に も努めること。	●屋根の形状は原則としてこう配10 こう配屋根とし、背景のスカイライン めること。	** * ** *** ***
		(ウ)	●壁面等は、大規模な平滑面が生	Eじないよう、陰影等の処理に配慮する	
		(工)	●周辺の基調となる建築物に比べ り、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺	ヾて、規模が大きい場合には、屋根、┗ 辺との調和を図ること。	き面、開口部等の意匠の工夫によ
		(才)	●河川、鉄道及び道路に面する風	き面等は、公共性の高い部分として、デー	ザイン等に配慮すること。
		(カ)		(いよう、壁面、ルーバーで覆う等の工)	
		(+)	●屋外階段、ベランダ、パイプ類 インに配慮し、建築物等本体との記	等の付帯設備や付帯の広告物等は、 胴和を図ること。	煩雑な印象を与えないよう、デザ

			軽井沢町景観育成基準ガイドライン【(ゴシック)部分、数値等により明確化】					
行為の区分	事	項	都市地域	沿道地域	山地•高原地域			
(1)建築物・工作 物の新築、増	工材料	(ア)	●周辺景観と調和し、耐久性に	に優れた材料を用いること。				
築、改築、移転 又は外観の変 更		(1)	●反射光のある素材を使用 する場合は、周辺との調和に 十分配慮すること。 ●反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使 用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分 に使用することは避けること。					
		(ウ)	●地域の優れた景観を特徴づ	ける素材を活用すること。				
	才色彩等	(ア)	●建築物等の外観は、表面に着色していない自然素材、 金属板、スレートなどの素材 色を除き、彩度4以下を基調 とし、周辺の建築物等と調和 した色調とすること。	●建築物等の外観は、表面に 着色していない自然素材、金 属板、スレートなどの素材色を 除き、彩度4以下、明度7以下 (無彩色を除く。)で、できるだけ 落ち着いた色彩を基調とし、周 辺の景観又は周辺の建築物等 と調和した色調とすること。	●建築物等の外観は、表面に着色していない自然素材、金属板、スレートなどの素材色を除き、彩度4以下、明度7以下(無彩色を除く。)で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、た色彩の自然景観と調和した色素の調和とすること。特に、緑色、及び黄色系は自然との調和低くので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。			
		(1)	●多色使い、アクセント色の 使用に際しては、使用する色 彩相互の調和、使用する量 のバランスに十分配慮するこ と。	●建築物等の外観に使用する色トラスト(対比)でまとめることが望				
		(ウ)	●照明を行う場合は、設置場所	「周辺の環境に留意すること。 「周辺の環境に留意すること。				
		(工)	●光源で動きのあるものは、 周辺景観との調和に留意す ること。	●光源で動きのあるものは、原則	として避けること。			
	カ敷地の緑化	(<i>P</i>)	●敷地境界には樹木等を活用 景観と調和するよう配慮すること	し、門、塀等による場合は、周辺 こ。	●塀、遮へい物はできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮すること。			
		(1)	●建築物等の周辺は緑化する	ことにより、圧迫感、威圧感の軽減に	三努めること。			
		(ウ)	●駐車場、自転車置場等を設 ること。	ける場合は、道路等から直接見えん	こくいように周囲の緑化に努め			
		(工)	●緑化に使用する樹種は、地 道路等の公共空間や周囲の緑	域の風土に合ったものとし、特に化との連続性に配慮すること。	●緑化に使用する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努めること。			
		(才)	●河川等がある場合は、樹木を	活用して、水辺の景観に配慮する	こと。			
		(力)		・残すように努めること。 ただし、建築 は、既存の植生に合う樹木を代わり				

(= \(\pi \)	±	~#	軽井沢町景観育成基準ガイドライン【(ゴシック)部分、数値等により明確化)】				
行為の区分	事	垻	都市地域	沿道地域	山地·高原地域		
(1)建築物·工作 物の新築、増 築、改築、移転	キ 特定外 観意匠に 関する付	(ア) 配置	け後退させること。	- 後退させること。ただし、近隣商第 の眺望を阻害しないよう努めること。			
又は外観の変 更	加基準(屋外におりる) かままで かまま かまま かまま でまま でまま かまま ア	(イ) 規模、形態・ 意匠	●周辺の建築物の屋根の高さ				
	は掲出基	(ウ) 材料	●周辺京観と調和し、胴久性に	∑優れ、退色・はく離等の生じにくい			
	準)		●反射光のある素材を使用 する場合は、周辺との調和に 十分配慮すること。	●反射光のある素材は、極力使、 使用する場合は、着色等の工夫 分に使用することは避けること。			
		(工) 色彩等	●彩度は8以下とし、周辺の 建築物等と調和した色調とす ること。	●彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	●彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、青色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。		
			●多色使いに際しては、使用 する色彩相互の調和、使用 する量のバランスに十分配慮 すること	●使用する色数を少なくするよう?	努めること。		
			●光源で動きのあるものは、 周辺景観との調和に留意す ること。	●光源で動きのあるものは、原則	として避けること。		
(2)土地の形質 の変更(法第16条	変更後の 土地の形 状、修景、 緑化等	(ア)	●大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。				
第1項第3号及び政 令第4条第1項第1 号に規定するもの		(1)		工夫(自然石による修景等) 、前面 <i>0</i>	分緑化等により周辺の景観との		
(土石類の採取及び 鉱物の採取を除く。) をいう。		(ウ)	●敷地内にある良好な樹林、柏 と。	射木、河川、水面、水辺等は極力係	全し、活用するように努めるこ		
· εν· /).			(工)	●団地開発では、電柱類は 地下埋設とするなど、できる だけ道路側に設置しないよう 努めること。	●団地開発では、電柱類は地下 路側に設置しないようにするとと 望を阻害しないよう努めること。		
(3)土石の採取 及び鉱物の採	採取の方法、 採取等後の		●周辺から目立ちにくいよう、お	K取等の位置、方法を工夫し、敷地	周辺の緑化等に努めること。		
取	緑化等	(1)	●採取等後は周辺の自然と調	和するよう既存の植生に配慮した綺	化等により修景すること。		
(4)屋外における 物件の集積又	集積、貯蔵の 方法及び遮	(ア)	●物件を積み上げる場合には うに積み上げること。	、高さをできるだけ低くするとともに	、整然と、かつ威圧感のないよ		
は貯蔵	へい等	(1)	●道路等から見えにくいように に努めること。	遮へいし、その際には植栽などを行	fい周辺の景観に調和するよう		

浅間山麓景観育成基準『軽井沢町景観育成ガイドライン』後退距離の概要 長野県景観条例

=	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	者 【第1種位	都 市 第1種住居・近隣商業】		治道 【第1種低層住居内の国道 18号、国道146号、軽井沢 バイパスの沿道30m】	山 地·高 原【第1種低層住居·用途無指定】	原途無指定】
=======================================	改 (1)	第 1 種住居地域 【都市沿道地域を除く】	都市沿道地域 (注 1)	近隣商業地域	沿道 地域	第1種低層住居専用地域 用途地域の指定のない区域 【既存集落地域を除く】	既存集落地域
後退	道路	2m以上	5m以上	極力後退する	3m以上 【大規模建築物5m以上】	5m以上 【大規模建築物 10m以上】	2 m以上
田 耀	整	1m以上	1 m以上	極力後退する	1.5m以上	3m以上かつ 各部分の高さの 1/2 以上	1 m以上

町道離山線、 主要地方道松井田軽井沢線、 国道 18 号、軽井沢バイパス、主要地方道下仁田軽井沢線、 町道塩沢中学校線に面する地域であり、かつ第1種住居地域に限る。 都市沿道地域は、 • (備粘)

山地・高原地域における既存集落地域とは、用途地域の指定のない区域のうち容積率が100%の地域とする。 S

道路又は隣地からの後退距離の算定は、<u>建築物の水平投影外周線</u>(軒、庇、ベランダ、出窓、玄関ポーチ等の外周線) でとする。 ന

₩

ر ا آر آر 後退距離の確保が敷地の狭小、形状により難しい場合は、できるだけ後退するよう事前に協議する 4

大規模行為は、建築面積が1,000㎡を超えるもの、外観の変更面積が400㎡を越えるもの等とする。 Ŋ

※様式は県ホームページより取得してください

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html

(様式第1号)(第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長野県知事

住 所電話番号氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		Ī			町		
行為の						番地	
場所		₹	郡		村		
	景観	育成重	点地域	内 () •	景観育成特定地区	()・その他
				用	途		
				F.	Λ	新築・増築・改築・	・移転
				区	分	外観の変更(修繕・	模様替・色彩変更)
	7=14	hits:	H-free			建築面積	m²
	建	築	物			延べ床面積	m²
				規	模	高さ	m
行為の						外観変更面積	m²
						特定外観意匠面積	m²
種類				種類	・用途		
				F.	Λ	新設・増築・改築・	・移転
					区分	外観の変更(修繕・	模様替・色彩変更)
	工	作	物			築 造 面 積	m²
				Les	-#+ -	高さ	m
				規	模	長さ	m
						特定外観意匠面積	m²

			種類	法第	16条	第1項第3	号•:	政令第4	条第 1	1号
			目的							
	土地	也の形質の		面		積			1	n²
	変見	更	規模		又は打 び長さ	雍壁の高	高さ 長さ			n n
	E H	<i>ファ</i> ・レント フ	種類							
	屋外における 物件の堆積 期間 着手予定日		+11 +12	面		積			1	n²
			規模	高		さ			1	n
行為の非			日 年	三月	日	完了予定	官目	年	月	日
設計又は施 工方法										

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、 押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

(参考様式) 様式第1号添付用

(参考は	表工()	様 式 5	第 1 号》	% 们用
計計	·者等	住	所	
以口	11 77	氏	名	電話番号
	育成	地域	名称	
	育成に関する計画等	地域における景観	概	
	計画等	る景観	要	
※ 市 町 村 記 入 欄		一 行為に対する意見		

(注意) ※印欄は申請者が記入する必要はありません。

(運用様式第5号)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

長野県知事様

住 所電話番号氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

		Ī	市		町		
行為の						番地	
場所		1	郡		村		
	景観	育成重	点地域	内 () •	景観育成特定地区()・その他
				用	途		
				区	分	新築・増築・改築・移	多転
					カ	外観の変更(修繕・模	[様替・色彩変更]
	建	築	H /m			建築面積	m²
	建	祭	物			延べ床面積	m²
				規	模	高さ	m
行為の						外観変更面積	m²
種類						特定外観意匠面積	m²
1里块			宝 物	種類	・用途		
	エ	作		区	分	新設・増築・改築・種	多転
					73	外観の変更(修繕・模	[様替・色彩変更]
				規		築 造 面 積	m²
					模	高さ	m
				/ /允	7天	長さ	m
						特定外観意匠面積	m²

			種類	法第	16条	第1項第3	3号•	政令第4条	第 1	号
			目的							
	土地の形質の変更			面		積			r	n²
			規模		又は抗び長さ	雍壁の高	高さ			n n
	₽. ₩	le bull 7	種類				I			
		・における - たいな	441 0.1	面		積			r	n²
	物件の堆積		規模	高		さ			r	n
行為の	期間	着手予定日	年	- 月	日	完了予定	芒日	年	月	日
設計又は施 工方法 (変更内容)		景観育成の特に配慮し								

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、 押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 行為の内容は、変更後の数値を記入してください。(変更前不要) 添付図面についても、変更前の内容は不要です。
 - 4 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面
 - 5 変更の届出にかかる行為については、工事の着手に制限がありますので、注意してください(法第18条第1項)。

(参考様式) 様式第1号添付用(運用様式第5号及び第6号含む)

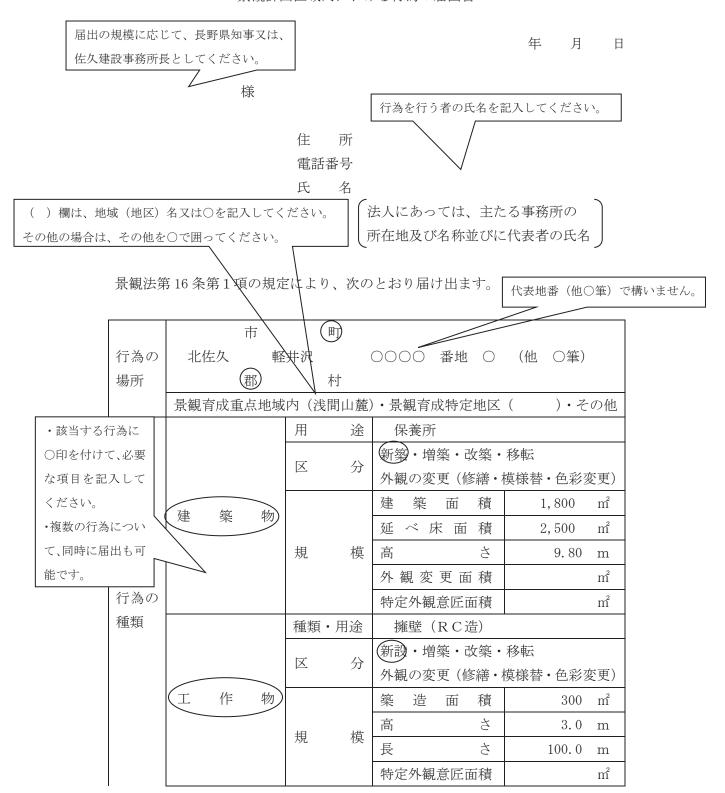
設計者等		住 所 氏 名 (代理者)		TEL
育品	地域	名 称		
	育成に関する計画等	における	概	
	等	景観	要	
※ 市				
町				
村記		行為		
入欄		に 対		
INI		オ		
		る 意		
		見		
(2) = (2)	\ 0 /P	ы [HH) 1 \-	₹ 4 1	「記入する必要けありません」

(注意) ※印欄は通知者が記入する必要はありません。

記入例

(様式第1号)(第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書



法第16条第1項第3号とは「都市計画法の開発行為に係る形質の変更」をいう。 政令第4条第1号とは「土地の開墾・土砂の採取等その他」をいう。 開発行為等を行う面積と してください。 法第16条第1項第3号・政令第4条第1号 種類 土留めのための擁壁 目的 土地の形質の 積 300 面 m² 変更 高さ 3.0 m 着手・完 規模 法面又は擁壁の高 了予定日 さ及び長さ 長さ 100.0 は必ず記 種類 入してく 屋外における 面 積 m^2 ださい。 物件の堆積 規模 高 m 完了予定日 行為の期間 着手予定日 年 月 月 H 当届出行為の設計主旨等で、特に景観に配慮した概要を記入して ください。 (例) 当該敷地は、浅間山麓の別荘地内のため、周辺環境との調和をコンセプトとし、 現況の斜面を極力生かす造成計画、既存の樹木を残す配置計画とした。 その他の記載事項 敷地面積: 〇〇㎡【必ず記載してください】 ・外構(屋根、外壁等)の材料(素材) □ 軽井沢町景観育成基準ガイドラインで定めた基 設計又は施 準に対しての数値等を明示してください。 工方法 (軒の出、屋根勾配、屋根・外壁の色彩、軒先か (例) ・2/10 以上の勾配屋根、壁面からの軒 ら隣地・道路までの距離など) の出を 50 cm以上とし、周辺の建築物と □ 照明、反射光(太陽光パネル等)を設けた際の 形態を合わせた。 めに ・色彩は、周辺の建築物と調和するよう 配慮した事項を示してください。 た事項 にし、彩度を4以下、明度を7以下とし □ 緑地計画について、示してください。 ・景観に配慮して、道路から○m、隣地 ・ 植栽する樹木の樹種 から○m後退をした。 など ・ 駐車場を設けた際の緑地について ・ 樹高 10m以上伐採木の有無及び本数 (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、 押印を省略することができます。

- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
- 3 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

以下、市町村において記入しますので、 法人の場合は、法人名を記入してください。 届出者は、記入不要です。 代理者がいる場合は、代理者名を記入してください。 (参考様式) 様式第1号添付用 T000-0000 Tel 026-123-4567住 所 ○○市○夕町○丁目○番○号 ㈱○○被計事務所 代表取締役 長野 一郎 設計者等 氏 名 (代理者 設計1課 松本 二郎) 名称 地 育成に関する計画等 域 に お 概 け る 景 要 観 **※** 市 町 行 村 為 記 12 入 対 欄 す る 意 見

(注意) ※印欄は申請者が記入する必要はありません。

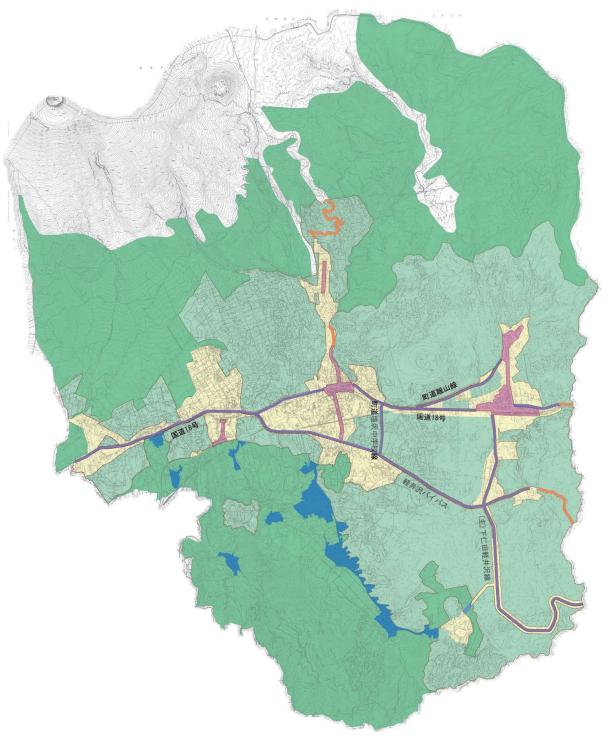
		図 書					
行為の種類	種類	記載事項等					
	付近見取図	・縮尺及び方位 ・ 道路・ 目標となる地物・ 届出に係る敷地の位置 など					
建築物又は工作物 の新築、増築、改 築、移転又は外観の 変更	配置図	 縮尺及び方位 敷地の形状及び寸法(山地・高原の場合、高低) 届出に係る建築物等と既存建築物等の位置、高さ 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 ・ 建築設備 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 駐車場、照明その他の外構施設の位置、材料 現況写真の撮影位置及び方向 道路及び隣地後退ラインの記載 (壁面ではなく建物外周線の後退ライン) 					
	立面図(カラー)	 縮尺及び方位 ・ 開口部、建築設備等の位置及び寸法 ・外構部分の構造、材料及び色彩その他の意匠と寸法 ・外構部分に施す色彩と同一の色彩による彩色 ・色彩のマンセル値 ・屋根勾配角度、軒の出寸法 (軒の出寸法は、妻面を含む建物全周における壁面から屋根の 先端までの距離を記載) 					
	現況写真	・カラー写真 ※複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるようにとった写真(写真には当該敷地を明示すること)					
	その他知事が必要と認める図面等						
	現況図	都市計画法による開発行為の許可申請の際に添付する図面に準じて作成すること。植栽計画、外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載すること。					
	土地利用計画図						
土地の形質変更	がけ・擁壁の断面図						
	現況写真	・ 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの					
	その他知事が必要と認める図面等						
	位置図						
	採取場及びその周辺の 状況図	・ 採石法による認可申請の際の添付図書に準じて作成すること。					
土石類の搾取	廃土たい積方法計画図						
	採掘終了措置図						
	現況写真	・ 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの					
	その他知事が必要と認 める図面等						

	付近見取図	方位道路目標となる地物
屋外における物品の 集積又は貯蔵	配置図	 方位 敷地の形状及び寸法 物品の集積又は貯蔵の位置 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況
	その他知事が必要と認める図面等	

届出添付図書一覧

区分		添付図書				
行為の種類	根拠	種類	縮尺	根拠		
建築物の新築、増築、改築若しくは		建築物又は工作物の敷地の位置及び	1/2500以上	法規制第1条		
移転、外観を変更することとなる修繕	法第16条第1項第1号	当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1/2000以工	第2項第1号イ		
若しくは模様替又は色彩の変更		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を		法規制第1条		
		示す写真	_	第2項第1号口		
		当該敷地内における建築物又は工作物	1/100以上	法規制第1条		
工作物の新設、増築、改築若しくは		の位置を表示する図面	1/100以工	第2項第1号ハ		
移転、外観を変更することとなる修繕	法第16条第1項第2号	建築物又は工作物の彩色が施された	1/50以上	法規制第1条		
若しくは模様替又は色彩の変更		二面以上の立面図	1/30以上	第2項第1号二		
		その他参考となるべき事項を記載した		法規制第1条		
		図書	_	第2項第3号		
都市計画法第4条第12項に規定する	法第16条第1項第3号	当該開発行為を行う土地の区域並びに		法規制第1条		
開発行為その他政令で定める行為	広界10米第1項第3万 	当該区域内及び当該区域の周辺の状況	1/2500以上	第2項第2号イ		
		を表示する図面		県規制第5条		
その他の土地の形質の変更	政令第4条第1号			法規制第1条		
(土石の採取、鉱物の掘採を除く)		設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100以上	第2項第2号イ		
				県規制第5条		
		当該開発行為を行う土地の区域及び		法規制第1条		
		当該区域内の周辺の状況を示す写真	_	第2項第2号イ		
				県規制第5条		
		その他参考となるべき事項を記載した		法規制第1条		
		図書	_	第2項第3号		
				県規制第5条		
土石の採取、鉱物の掘採	政令第4条第1号	当該行為を行う土地の区域並びに当該				
		区域内及び当該区域の周辺の状況を	1/2500以上	県規制第5条		
		表示する図面				
		採取又は掘採の方法を明らかにする図面	1/100	県規制第5条		
		廃土の堆積方法を明らかにする図面 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	1/100	県規制第5条		
		明らかにする図面	1/100	県規制第5条		
		当該行為を行う土地の区域及び当該				
		区域の周辺の状況を示す写真	_	県規制第5条		
		その他参考となるべき事項を記載した				
		図書	_	県規制第5条		
屋外における土石、廃棄物、	政令第4条第4号	当該開発行為を行う土地の区域並びに				
再生資源その他の物件の堆積		当該区域内及び当該区域の周辺の状況	1/2500以上	県規制第5条		
		を表示する図面				
		堆積する場所及び方法を明らかに	_	県規制第5条		
		する図面				
		当該行為を行う土地の区域及び当該	_	県規制第5条		
		区域の周辺の状況を示す写真				
		その他参考となるべき事項を記載した	_	県規制第5条		
		図書		2222224.		

軽井沢町景観育成基準ガイドライン地域区分図



	凡例	
地域	細分化地域	
都市地域	第1種住居地域(都市沿道地域を除く)	
	都市沿道地域(第1種住居地域に限る)	
	近隣商業地域	
沿道地域	第1種低層住居内で指定沿道から30m	
山地·高原地域	第1種低層住居専用地域及び用途地域指定のない区域	
	既存集落地域	